

肥料コスト低減体系緊急転換事業の概要

1 事業概要

化学肥料の原料に係る国際市況の影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めるため、「慣行の施肥体系」から「肥料コスト低減体系」への転換を支援。

(1) 予算

令和3年度国補正予算 予算額：45億円

(2) 事業内容

- ① 肥料コスト低減体系への転換（ア、イ両方を実施）
 - ア 土壌診断
 - イ 新たに実施する肥料コスト低減に資する技術を活用した実証
- ② 肥料コスト低減効果の情報発信

(3) 事務手続きと補助金の流れ



- ・ 都道府県協議会(事業実施主体)は、都道府県が構成員となること
- ・ 農業者の組織する団体等(取組実施者)は、JAの部会や農機メーカー等

2 都道府県協議会の設立について

- 本事業を行うにあたっては、都道府県協議会の設立が必要となる。
- 既存の協議会を活用する場合は、当該協議会の総会の議決を得る必要がある。
(肥料コスト低減体系緊急転換事業実施要領 第2の2の(1))
- 類似の事業である平成20年度補正予算「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」を行うにあたっては、新潟県農業再生協議会の前身である新潟県米政策改革推進協議会を都道府県協議会とした。

(参考) 肥料コスト低減体系緊急転換事業実施要領 抜粋

第2 事業実施主体（協議会）

2 手続

- (1) 以下に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。

なお、既存の協議会を活用する場合には、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、当該協議会の総会の議決を得るものとする。